

| | |
|-------------|--------------|
| 資料提供 | |
| 令和4年 9月 27日 | |
| 担当課 | 障害福祉課 |
| 担当者 | 中西・原田 |
| 電話 | 073-441-2537 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定取消し等について

1. 行政処分を受ける者

- (1) 事業者名
株式会社 Redance（和歌山県橋本市山田 348 番地の 1）
代表取締役 岸田 安広
- (2) 事業所及び所在地
えがお（和歌山県橋本市隅田町下兵庫 655）
- (3) サービスの種類
共同生活援助
- (4) 指定年月日
令和 3 年 1 月 1 日

2. 行政処分の内容

- (1) 処分の内容：県知事指定の取消し（令和 4 年 12 月 1 日）
- (2) 処分決定日：令和 4 年 9 月 27 日

3. 行政処分の理由

- (1) 不正請求
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項第 5 号）
夜間支援等体制加算について、事業者は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの期間において、夜間支援員の勤務の実態が 1 名であったことを認識していたにも関わらず、2 名の勤務があったとして、故意に実態と異なる過度な訓練等給付費の請求を行っていた。
- (2) 不正の手段による指定
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項 8 号）
令和 2 年 11 月 13 日付の指定障害福祉サービス事業所指定申請において、人員基準を満たすことを装うため、指定日から勤務する見込みのない職員を配置するとして虚偽の申請を行い、令和 3 年 1 月 1 日付けで指定を受けた。

4. 県が算定した不正請求額

約 150 万円

※ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項に基づき、上記金額を返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を返還請求することができる。